

輸入許可証について

輸出相手国の中には、輸入許可制度を導入している国があります。また、輸出前に植物防疫官が輸出検査を行うために知っておかなければならない植物検疫条件が輸入許可証に記載されていることがあります。このため、輸出相手国の要求に対応した検査を行い、有効な植物検疫証明書を発給するには、予め現地の輸入者等が輸入許可証を取得しておき、その写しを輸出者の方も取得しておく必要があります。

このため、輸出相手国の輸入許可証の取得については、まずは現地の輸入者等を通じて輸出相手国の植物検疫当局に確認いただくか、あるいは輸出相手国の在日大使館にお問い合わせ下さい。

なお、輸入許可制度を導入している国の中には、植物検疫条件が予め決まっておらず、輸入許可証発給の申請を受けてから植物検疫条件を検討する場合もあるため、輸入許可証の発給までに相当の時間を要することもあります。このことを考慮し、輸入許可証の取得にあたっては、十分な時間的余裕を見込むことおすすめします。

手続等についてご不明な点等ありましたら、植物防疫所にお問い合わせ下さい。